

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年10月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	内藤久歳君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	教育部長	勝村秀彦君
秘書政策課長	内藤博文君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	長田治君	人事課長	生山勝君
税務課長	斉藤積君	市民活動支援課長	奥野経雄君
学校教育課長	横森貴志君	総合政策係長	丸山英資君
企画係長	中込広人君	総務係長	小澤明君
管理係長	堤貞治君	市民税係長	山田久美君

指 導 監 興 石 信 君 保健給食係長 齊 藤 一 也 君
教育指導係長 小山田 拓 也 君

職務のために出席した者の職氏名

書 記 山 岡 広 司 書 記 松 井 恵 美

内容

- 1 (仮称) 第2次甲斐市総合計画の策定について
- 2 甲斐市民バスの利用状況について
- 3 敷島・双葉支所の日直業務の廃止及び本庁宿直業務の民間委託について
- 4 「竜王庁舎本館防水・外壁改修工事」の変更契約について
- 5 個人市・県民税に係る還付加算金の未払いについて
- 6 「甲斐市いじめ防止基本方針」の策定について
- 7 学校給食調理業務の民間委託について

開会 午後 1時26分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明等を受けたいと思います。

最初に、1（仮称）第2次甲斐市総合計画策定についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 大変お疲れさまです。

それでは、秘書政策課から、（仮称）第2次甲斐市総合計画の策定についてご説明申し上げます。

本日の資料、1ページでございます。

従来、総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項におきまして、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。甲斐市でも合併後に基本構想を策定し、議会の議決を経て、現在、平成18年度から27年度の10年にわたる期間の第1次甲斐市総合計画を策定して、これに基づいてまちづくりに取り組んでいるところであります。

しかしながら、平成23年に地方自治法からこの項目が削除されまして、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられたところでございます。総合計画は、従来からまちの総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものでありまして、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものでもあることから、法的な策定日がなくても、市といたしましては策定すべきと考えております。また、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会の議決を得ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏づけられるためにも、必要かつ重要なことであると考えております。

昨年定めました甲斐市まちづくり基本条例におきましても、まちづくりの方針策定として、15条におきまして、市は、市政推進の取り組みを示したまちづくりの方針となる基本構想を議会の議決を経て策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行うものと定めております。

したがいまして、本年度当初予算に計上させていただいておりますが、平成27年度には1次の総合計画期間が終了いたしますので、下にあります2のスケジュールに沿って基本構想を策定し、議会の議決を得ることといたします。

また、皆さんにはご意見等を賜りますようお願いしたいと思っております。

年次計画といたしましては、今年度、平成26年度に市民アンケートの実施と第1次甲斐市総合計画の検証等などを取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、平成27年度には、(仮称)第2次甲斐市総合計画の基本構想、基本計画の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

山本委員。

○委員(山本今朝雄君) すみません、1つ教えてください。

今度、第2次総合計画ということでございますけれども、市の基本構想ということであれば、第1次、第2次と余り変わりはないと思っておりますけれども、特に第2次が、ここが目玉だというようなことがありましたら、説明をしていただきたいと思います。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長(内藤博文君) 第1次が検証を今から行っていくところでございますが、第1次でもうたっておりますが、市民との協働ということがかなり中心になっていくのではないかと考えております。

○委員長(三浦進吾君) よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員(長谷部 集君) 基本構想の策定が法的な義務づけがなくなったということでありまして、他市ですね、県外も含めた中で、法的な縛りがなくなったので、つくらなくなっているというところは、実際つくるところとつくらないところというのはどんな割合にな

っているかわかりますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 地方自治法では法的に制定は今なくなったわけですが、県内各市町村とも、まちづくり基本条例または総合計画の策定条例という形の中で、やはり各自治体が目指す将来像を描くために策定する、議会の議決を得るという形で、おおむね同じ方向で向かっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成23年5月2日に法律が改正されたということですが、この法律の改正された背景ですね。どうしてこういうふうな形になったのかということをお聞きしたいですが。わかる範囲で結構でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 国のほうの考え方として、地域主権改革というものが出てきましたので、地域のほうに主権をという形で、そういうふうな形になっているんだと考えます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 考えますと、この基本構想、総合計画を議会の賛否を問うて通すということになりますと、確かにこの基本構想には異議があるという方もいると思うんですよね。そういうふうな背景もあって、全国から、地域主権ばかりではなくて、甲斐市のこの総合計画には余り異議はありませんが、そういうこともあったのではないかなという臆測なんです。そういうことはなかったんでしょうか。要するに、議会の議決を経ることなく、自由にやはり市町村で、自治体でつくるべきだというふうな意見が全国的にあったのかなというふうな考えもあるんですが、いかがでございますかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 当時のことはよくあれですが、基本的に各それぞれの自治体、

あるいは地域の判断に任せられたということで、独自にそれぞれのほうで取り組みをするよ
うにというような自主性が任されたのではないかというふうに考えておりますが。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（仮称）第2次甲斐市総合計画策定についてを終了いたします。

次に、（2）甲斐市民バスの利用状況についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

引き続きまして、企画財政課のほうから甲斐市民バス運行実績につきましてご報告をさせ
ていただきます。

委員会資料の2ページのほうをお願いいたします。

運行実績につきましては、3カ月ごとに報告を申し上げるものでございます。今回は、平
成26年4月から平成26年9月までの報告を申し上げるところでございます。

なお、表中の下段の括弧表記につきましては、平成25年度の同時期4月から9月までの
実績でありますので、参考値として記載をさせていただいております。

まず、ご承知のとおり、甲斐市民バスにつきましては、現在5ルート運行しておりますが、
運行実績につきましては、表中の中段の黒の太枠のほうをご確認いただきたいと思います。

まず、山梨交通の敷島営業所からJR竜王駅を経由しまして山梨大学の医学部附属病院線、
これにつきましては、平日の月曜日から金曜日を運行しておりまして、実績は太線枠の中で、
1便当たり5.02人でございます。

次に、竜王・双葉線、平日の水曜、日曜を運行しておりまして、実績は、やはり1便当
たり、黒太線実践枠の中になります。4.85人でございます。

敷島・双葉線につきましては、平日の火曜日と土曜日を運行しておりまして、実績は1台
当たり4.36人でございます。

次に、ジャンボタクシーによる運行になりますが、敷島北部線、睦沢・清川方面地区になりますが、これは火曜日、金曜日の運行でございまして、1便当たり3.20人でございます。

最後に、双葉北部線につきましては、月曜、土曜の運行でございます。1便当たり3.30人でございました。

この5ルートの子バス路線でございまして、運行継続基準を設けております。山交敷島営業所から医学部の附属病院線、それから竜王・双葉線、敷島・双葉線につきましては、平均乗車人数を1便当たり5人以上、それから、敷島北部線、双葉北部線につきましては、平均乗車人員が1便当たり3人以上ということになっております。

運行継続基準につきましては、平成25年、26年の2年間の乗車実績に基づいて運行の適否を判断するということになりますが、竜王・双葉線、敷島・双葉線で運行基準を下回っている状況でございます。

また、運行経費等につきましては、表の一番下段に記載をさせていただきました。

運行経費につきましては1,266万5,746円でございますが、運賃収入が252万5,400円となりまして、支出額は差し引き1,014万346円という結果でございました。

以上が報告内容となりますが、なお、これまで広報紙、それから自治会連合会を通じまして、市民バスの利用増大につきまして啓発を行っておりますが、引き続き市民バスの利用促進策としまして、甲斐市の市民バス応援事業を現在実施している状況にあります。

その表の中で、竜王・双葉線及び敷島・双葉線につきましては、運行継続基準を下回っているという状況でございます。これにつきましては、廃止を含めて検討することになると思いますが、本格運行から、この2路線につきましては2年であること、また、交通空白地帯が生ずること、現利用者の影響に配慮が必要なこと、これらを考慮しまして、今後、バスを小型化、ジャンボタクシーになりますが、これに変更することで経費の縮減を図りまして、これまでと同様の運行内容で継続していくことで、内部で現在協議をしているところでございます。

なお、車両の変更によりまして、運行継続基準は、この2路線につきましては、平成27年度からは、これまでの5人以上から3人以上ということに変更しまして、今後は運行の適否を判断していきたいというふうに考えておりますので、現在のところまでの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 敷島の北部線につきましては、今度は、今までバスが運行されていたのが来年の3月で終了したいというような考えがあったみたいですが、それと並行、その後のことも考えながら、また運行の内容も検討したり、増便するとか、そういうこともあるわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 敷島北部線等につきましては、現在、ここの報告で3.20人ということで、運行継続基準は満たしているということになりますので、当然運行は継続していくという内容になりますが、今、委員さんが申されたように、代替バスの関係が、議会でもご報告をさせていただきましたが、パートナーであります甲府市のほうが手を引くというようなことで、廃止せざるを得ない、今状況になっています。

これを受けまして、市のほうでも協議をしまして、各それぞれ自治会、それから学校のスクールバスを利用している保護者等に対しまして、説明会を設けまして、今後、その廃止に対しましての市としての考え方、何か代替策というようなものをご提示しながら、今現在、地区のほうで協議をさせていただいているというところでございます。

したがって、今後市民バスをフルに活用する中で、また増便も視野に入れながら、検討していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、ちょっとお聞きします。

運行経費のほうなんですけれども、先ほど言われた来年度からは大型というか、中型バスから小さいものにすれば、経費のほうも下がるというふうなお話をいただいたんですけれども、その運行経費というのは、便による契約でやっているんですか、それとも1日当たりと

いうふうな形でもっての運行経費というのが行われているのでしょうか。ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 1日当たりで契約をしております。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） じゃ、そのバスについて、1日当たりということであれば、例えば便数がそれによってふえても、その中であれば経費としては変わらないという形になるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 1日当たりの便数はもう固定されておりますので、便数がふえていきますと、やはり1日当たりの単価もふえるというような形の契約になろうかと思えます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 教えていただきたいんですけども、その3人台で終わっているところですね、北部線と双葉北部線ですか、これは大体特定の人が乗られるのでしょうか。入れかわり立ちかわり乗っているのか、それともいつも同じ人が乗っているのかということはご説明できますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 特定の人物についてはちょっと特定はできませんけれども、乗降場所を見ますと、大体同じようなところの方が利用している方が多いかというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、その利用される方は、大体目的というところまではわかっているのでしょうか。例えば買い物に行くのか、どこからどこまで乗るのか、病院へ行くのか、そういったことまではどうなのでしょうかね。教えていただければありがたいです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） どちらの路線も商店のところの停留所でおりにという傾向が非常に大きいかと思えます。

○議員（五味武彦君） ということは、ショッピングという……。ああ、そうか、はい。

○委員長（三浦進吾君） すみません。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市民バス利用状況についてを終了いたします。

お断りいたします。大変、私、風邪を引いていまして、お聞き苦しい点がございませけれども、よろしく願いいたします。

次に、企画政策部関係その他に入ります。

企画政策部より報告等がありましたらお願いいたします。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、企画財政のほうからお願いをしたいと思います。

まず、甲斐市の竜王西保育園の指定管理者の募集の件でございます。

この西保育園の指定管理者の募集につきましては、本年9月に公募を行いまして、その結果、1団体からの応募がございました。

選定にかかります委員会等につきましては、10月3日、10月17日及び10月27日にそれぞれ開催をし、申請団体の応募資格と申請書等の書類による第1次審査、それから第1次審査通過団体によりますプレゼンテーション等の第2次審査及び最終審査の3段階の審査を行いまして、指定管理者の指定管理者候補者としまして、甲府市宮原町1191番地、社会福祉法人さくら会を選定したところでございます。

今後、平成27年4月からの指定管理者制度の導入に向けまして、指定管理者の選定の所要の進めてまいることとなりましたので、ご報告を申し上げさせていただきたいと思えます。

なお、12月の定例市議会のほうに指定管理者の選定に関連します議案等を提出する予定となっておりますので、その節はまたひとつご審議よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 内容を聞けるかどうかはちょっとわからないんですが、この今、お名前が出たところは、やはりこういう幼児教育ということをやっている団体なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） この社会福祉法人さくら会としては、保育園の運営はしてございませんけれども、このさくら会の理事長がほかの保育園の、社会福祉法人なんですけれども、その保育園の運営に携わっているというふうな実績がございます。

すみません、大鎌田保育園というところの運営をしております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、企画政策部関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。
よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 以上で企画政策部関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（3）敷島・双葉支所日直業務の廃止及び本庁宿直業務の民間委託についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） こんにちは。総務課ですが、よろしくお願ひいたします。

資料の3ページをお開きください。

敷島・双葉支所の日直業務の廃止及び本庁宿直業務の民間委託につきまして、このたび庁内の方向づけが固まりましたので、ご説明をさせていただきます。

説明の概要は、現状におきまして職員が行っております宿日直業務を表題のとおり変更することについてでございます。

資料に沿って申し上げますと、1、目的等に記載いたしました但し、目的としましては、市の行革大綱にのっとり、行政力の向上を図り、限られた人員で行政ニーズに的確に応えるため変更するものでございます。ただし、末尾にありますとおり、本庁の日直業務は現状維持とします。

まず、現状についての確認でございますが、2、現在の当直業務の①にありますとおり、本庁においては、休日の日中における日直と1年を通して夜間における宿直を置いております。日直、宿直とも2人ずつ配置しております。

また、敷島支所、双葉支所は休日の日中、職員1人の配置により日直を行っております。支所では宿直は行っておりません。

現状に至る経過でございますが、3、当直業務の経緯に宿直業務、日直業務の別で記載いたしました。

①のとおり、夜間の宿直業務は、合併時から本庁の宿直のみとし、男性職員2人体制で実施しております。

②のとおり、休日の日直業務については、合併時から22年度まで、3庁舎で職員2人体制で実施してきましたが、23年度の機構改革の際、支所については職員1人体制で今日に至っております。

4、当直業務の現状、5、県内各市の状況は、後ほど、後の資料で説明させていただきます。

この現状をどのような内容に変更するかと申しますと、6、変更内容のとおり、①宿直業務は本庁舎の夜間について、民間警備会社に業務委託し、あわせて②日直業務のうち、敷島・双葉支所の日直は廃止させていただくという形を予定しております。

4ページをお願いいたします。

4ページの一番下に記載いたしました但し、今申し上げました変更につきましては、来年度

の平成27年5月から実施を予定しております。

一番上に戻っていただきまして、(1)の宿直の委託形態及び経費をごらんください。

本庁の夜間の宿直の委託概要でございますが、①人数のとおり1.5人配置での委託を考えております。②の委託時間のとおり、1人については、(A)で記載しております方が夕方の5時15分から翌朝の8時30分の15時間15分、宿直業務の対応を行っていただきます。

(B)の方は夕方の5時15分から10時30分の5時間15分、(A)の方と一緒に業務を行っていただきます。10時30分までといたしました理由は、平日の5時15分から7時、8時の時間帯まで、業務終了後といえども少なからず電話等の問い合わせがあること、また、北部公民館の閉館が10時ですので、公民館閉館後、施錠等の確認があることから、10時30分までを予定しております。

③に概算経費として、この宿直にかかわる委託経費を610万円と見込んでおります。米印につきましては、参考までに笛吹市が同様な人数によりまして委託を実施しておりますので、掲示させていただきました。

以下の記載については後ほどご説明いたします。

変更についての概要は以上であります。変更するに至った状況を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

横判となりますが、当直業務の主な内容ということで表に整理させていただきました。

業務項目として、庁舎管理、婚姻・出生・死亡届、火災発生、行方不明者捜索、路上等の死亡犬・猫等処理、自動交付機故障、その他の項目がございます。

特に留意する事項は、(2)の婚姻・出生・死亡届の受理の対応と考えますので、平成25年度の状況を表に整理いたしました。敷島支所、双葉支所を特にごらんいただきたいと思っております。

敷島支所の届け出が計で51件、双葉支所の届け出が計で32件、2支所の合計で83件ございました。2つの支所の日直の年間延べ日数は240日前後ですので、合計する83件を勘案しますと延べ150日以上届け出がない日があるという状況でございます。

なお、死亡届につきましては、セレモニー会社が扱うことが通例でございまして、一般市民の方が来庁される婚姻等、出生届等に限りまして14件となりまして、多い状況ではないということが言えると考えます。

続いて、6ページをお願いいたします。めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

当直業務の現状ということで整理させていただきました。

(1) は、当直業務従事者数を庁舎別に掲示いたしましたが見出しの対象人数につきましては、50歳未満の職員が当直業務に当たっております。その人数の合計は217人でございます。年間実施回数につきましては、対象職員1人が年間5回から6回、約2カ月に1回当直業務を行っていると考えていただきたいと思います。

(2) は、先ほど説明いたしました死亡届等、各種届け出とあわせて、電話の受付件数を説明させていただきます。

当直業務1回当たりの平均電話対応件数は表示のとおりでございます。特に敷島・双葉支所については電話対応が1.13件、3.21件ということで、1回から4回の電話対応となっております。つきまして、支所においては、当直日1日当たり1回から4回の電話対応にあわせて、数字上からは、当直日の2日から4日に1回届け出の受理を行っているという業務状況になっています。

次に、(3) で当直業務にかかわる経費について申し上げます。

26年度の予算の内容でございますが、当直業務に当たった職員には宿日直手当が1回につき4,200円支給されます。本庁の説明をごらんいただきたいと思います。宿直分として、1年を通じて宿直を行っておりますので、365日に2人従事し、掛ける2人、それに宿日直手当4,200円を掛けますと306万6,000円となります。日直分についても、休日等日数121日に2人従事しておりますので、積算は101万6,400円となります。

敷島支所、双葉支所は日直従事者が1人ですので、積算しますと50万8,200円となり、これらを合計した年間の宿日直手当の総額は、下に太字でありますとおり、約510万円です。

7ページをお願いいたします。

約510万円の手当額以外に、関係コストとして、職務免除による経費を考慮しなければならないと考えております。本庁の宿直者は、宿直の翌日が平日の場合、健康面等を配慮しまして、午前中3.5時間ですが、職務免除としております。対象日数244日について2人が不在となりますが、職務免除中につきましては給料は支給しているという内容に鑑み、コストと把握させていただきます。244日の2人について時間当たりの平均給料単価と半日の時間数を積算しますと、理論値でありますけれども、301万円ほどのコストが把握されます。先ほどの当直手当約510万円とこの301万円を合計しますと、811万円ほどのトータルコストがかかっていると言えます。

恐縮ですが、4ページにお戻りいただきたいと思います。

今申し上げましたトータルコストと変更予定の内容を比較したものが(2)の説明となります。

(2) 宿日直経費の考察といたしまして、変更概要であります本庁の宿直を民間委託し、本庁舎の休日の日直を職員で継続し、敷島・双葉支所の休日の昼間の日直を廃止するという内容にした場合の経費の考察であります。①に記載のとおり、宿日直の委託費を610万円と見込んでおります。継続する本庁の日直手当が102万円、合計712万円の経費見込みでございます。

現状約510万円の宿日直手当が支出されておりますので、実額ベースでは、下に記載しておりますけれども、約202万円の純増という形になりますが、トータルコストと比較すると約100万円の減額と見ることができます。

委員の皆様には、市役所の各所属の条例改正や諸制度改革の説明を随時させていただいておりますので、最近特に行政が高度化していることはご理解をいただいているものと存じます。行政の高度化に対応した事務を執行するため、宿直に伴う職務免除による職員の空席を平準化しまして、また、支所の日直業務は現在の業務状況を総合的に判断して廃止することにより、めり張りある業務を遂行する体制をとり、組織力、職務執行遂行体制の強化により、行政力の向上を図ってまいりたいと考えます。まず、以上の内容で本日委員の皆様にご理解を賜りたいと存じます。

(3)の今後の予定でございますが、自治会連合会、また、地域審議会等への説明をさせていただき、その後、広報、ホームページを利用して住民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

実施予定は来年5月を予定しておりますが、先に職員の当番表を4月まで割り当てる関係、また人事異動等もありますので、5月の予定といたします。

参考までに県内13市の状況を整理させていただきましたので、8ページをごらんください。A3の表となりますが、8ページをごらんいただきたいと思います。

このページの概要につきましては、ページの一番下に記載いたしました。県内13市中10市で宿直業務をビル管理会社等に委託しており、現在職員が宿直業務に従事しているのは、甲斐市、北杜市、中央市の3市のみであります。

上の2表が宿直にかかわる表で、一番上の表は、今申し上げました職員が宿直をしている市であります。北杜市につきましては、小さい字で恐縮ですが、最後の行にあります。

とおり、28年度に向け、やはり当直業務の委託を検討しているということでございます。

次の表は、富士吉田市ほか8市の関係で、全て宿直業務を委託している状況でございます。

3つ目の表は、日直にかかわる表でありまして、富士吉田ほか10市では、市民からの問い合わせが少なからずある状況を考慮してのことと推測しますが、全て職員が日直を行っております。

次に、甲府市ですが、最後の行にあるとおり、宿直業務は業者委託でありまして、日直業務は嘱託職員、休日窓口による対応ということでございます。

以上の内容もご参考にいただきまして、甲斐市の当直制度の変更につきまして、ご理解を賜りますことをお願い申し上げたいと存じます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） お聞きします。

具体的に数字を出していただくとよくわかるんですけども、私も前に宿日直の業務委託を一般質問でお願いした者として、たしかこういう宿日直を1日、宿直勤務をされて、その、よく言うと、午前中だけが職務免除になるわけですね。それで午後出るということになってはいますが、たしか健康上も一晩宿直をしてまた午前中だけ勤務で午後出勤ということになりましても、なかなか勤務の面も大変かと思っておりますので、そういう点では、健康面からいっても廃止をするのが私は体にいいと思っていたんですけども。

ぜひこういうことで廃止の形をとれば一番いいと思いますが、私が一般質問したときに一番の危惧される点は、自治会の何か反対があるという、自治会長さんのほうからいろいろそういう苦情があるというようなことを聞いたんですけども、その辺のことはどうなんでしょうか。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） お答えいたします。

23年度ぐらいのときに、一度、やはりこの変更に取り組んだ経過がございます。そのときに自治会長さん方から、こういう形は余りよろしくないのではないかというようなご意見をいただいたような経過があることも、記録等で私も承知しておりますが、先ほど申し上げ

ましたとおり、行政が高度化している内容の中で、実態の業務状況に鑑みましてぜひお願いをしたいということで、当然、議員の皆様はこの説明をさせていただき、今後自治会の方々にご理解をいただくために説明を設けてまいりたいと考えております。

それで、年末に自治会長さん方が研修をされる機会があるというので、場面的にはその場の機会しかないと考えておりますので、それに向けまして、自治会の連合会方面へこういうお話もさせていただきますということは、今お話を申し上げているところでございます。

結果につきましては、途中経過でございますので、今申し上げられませんが、一応自治会の方面にもご理解をいただくために、お話の端緒とする機会の説明をさせていただいてという経過はございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） ぜひスムーズに話し合いがいくことを願っています。よろしく願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 民間の警備会社に業務委託した場合に、夜間なんかは、庁舎なんかを無人化した場合に民間の人が入って、そういう場合にいろいろな問題で、庁舎の管理の面とかいろいろな面で問題というのはないですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 庁舎の無人化につきましては、実際、現状今、夜間は職員がいませんので、警備委託と、機械警備をかけております。日中につきましても職員がいなくなった場合は機械警備で対応するということになると思いますけれども、特段、通常の施設管理ということで、機械警備の対応でできる、可能ではないかと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 民間に委託した場合に、やはり住民からいろいろ問い合わせが電話なんかであった場合に、よくわかりませんか、その件はまたあした回答しますとかという、そんなふうなことになってしまうかもしれませんけれども、こういう宿直なんかを委託する場合には、例えば、電話が来る時間というのは大概多分8時ごろまでだと思いますので、その時間ごろまでは職員が宿直と同じような感じに対応できるような体制をつくっておいて、

そしてそれ以後の、8時以後はお願いするというようなことができるかどうかということ。

そしてまた、そういうことができない場合は、できたら職員のOBの人を使ったらどうかと思うんですけれども、その宿直とか日直なんかも。そうすれば、職員のOBだったらいろいろ業務に精通しているというか、わかることがたくさんありますので。すぐ対応ができるということ。また、緊急なことがあっても対応ができると思うんですけれども、何か全て民間の人をお願いして、それが全部問題なく、支障なく回転していくかどうかということをちょっと聞きたいですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） まず、民間の方に業務委託をしたときの質の問題というような面もあると思いますけれども、私どもが1点考えているのは、今、おろそかにしているという意味ではありませんけれども、職員が交代している、100人単位で交代しているという状況も、職員は行政に精通している面がありますが、交代しているという状況で対応しておりますが、民間会社に委託した場合は、数人の方が恐らくシフトを組みながらやられるということで、かなり特定の方が、数人の方が業務に当たりまして、職務には精通されているというような状況で、対応につきましても、こちらも指導いたしますけれども、民間会社としての経営努力というような面で、対応はわかりやすくなるというような面もあるのではないかと、いうふうに考えています。

それから、電話につきましては、先ほどご質問の内容ではなかったかもしれませんが、本庁舎のほうに転送されますので、特に問題はないと考えております。

あと、OB等の任用ということだと思いますけれども、私どもも今回の検討の中では民間会社、また職員OBの方というような想定も少し考えました。ただ、現状で職員OBの方に希望者がいるかどうかということが確定的に把握できませんので、まずは民間会社へ委託ということで対応させていただきたいと思います。

ちょっと余談になりますけれども、職員OBにつきましては、今後再任用の関係で、そのような方が出てくるかもしれません。甲府を見ますと、職員のOBの方がやられているような状況もございます。ただ、現時点では確定的な内容がないので、特にそれについて実施に踏み切るとかそういうところは申し上げられませんけれども、今回の検討の途中経過の中では想定としては考えた経過はございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） 長田課長。

○総務課長（長田 治君） 1点、お答えを忘れてしまいました。

導入直後の民間業者に任せ切りというような心配の面でございますが、先進自治体の事例を聞いても、導入当初につきましては、総務課の職員が主になるとは思いますが、導入直後の状況を見ながら、指導すべきところは指導し、また補助すべき内容は補助するというような体制をとっているのが常であるようですので、本市におきましても、導入直後におきましては、主に総務課が中心となりましてスムーズな導入を図ってまいりたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 宿直、また日直業務というのは、職員の方が従事することがなくなるということで、それはいいと思うんです。ただ、やはり支所の日直がなくなるということは、やっぱサービスが後退じゃないかなと思う面もあるんです。

確かに実態を見ますと、件数は少ないから、費用対効果を考えるといたし方ないかなという面もあるけれども、日曜日と休日窓口というようなことを甲府では開設されていますけれども、そういったことはどうなのでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 現状の内容に鑑みまして、現実ちょっとご不便をおかけするところは、先ほど申し上げました敷島・双葉の支所に婚姻、出生等の届け出をされる、15件ということはゼロではありませんから、その方たちにつきましては、その該当される方につきましては、移動距離が長くなるというところは実態的にご不便をおかけするようなケースにもなるかなということだと思っておりますが、いずれにしても件数も少ないような内容の中で多くの職員を張りつけているということもありますし、その面についてはご不便をおかけするというような形にはなるかと思っておりますけれども、ほかの届け出以外の形につきましては、先ほど申し上げましたとおり電話の転送とか、緊急時の対応というような場面につきましては、本庁のほうに連絡が入りまして所定の手続きをとりますから、それほどご不便をおかけするというようなことは考えてはおりません。

あと、休日窓口につきましては、ちょっと検討は実際今しておりませんので、現状の内容に鑑みまして、宿日直の変更をすることで、先ほども申しましたけれども、行政力の向上を図りたいというところがポイントでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私はそれでわかるんですけども、もし住民の方からそういったことがあった場合には、意見とかですね、あった場合には、そのときはどうされますか。もう1回考えていただけるんですか。もうこれで決まりだから、もう考えないということなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） ご説明の一番前段で申し上げましたとおり、今回ご説明する内容につきましては、庁内で方向づけを決めた中でのご説明でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 重なりますけれども、いずれにしても職員の労働条件の改善という点では、こういう体制はいいのかなど。もう一つ、やはり経費の削減ですかね。これも効果が上がればそれもよろしいと。やはり保坂委員が言いましたけれども、問題は市民へのサービス、これが低下をしてはまずいということでもありますので、その辺をしっかりと総務のほうで指導、あるいは援助をしながら、支障のないようにしていただくことが大事かなど、こんなふうに思っておりますけれども、部長さん、いかがでございませうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○総務部長（長田 修君） 今、総務課長のほうから話がありましたとおり、一応方針としては、従前から検討がなされてきたわけですけども、今度また、再度お願いをしてみようということで、説明したとおりの話になったわけです。

実際には、いなくなるよりもいたほうが何かと安心感があるでしょうし、利便性があるということは、これは自分もそう思います。ただ、いろいろなことを、先ほど説明した内容のとおり比較した場合に、それほど余裕がだんだんなくなっているというふうなことも実情でありまして、宿直等を委託して、それから翌日の代休等がそのかわりになくなるということは、休む予定だった職員がその席に戻って仕事をしているということですから、まるっきりデメリットばかりがあるわけじゃなくて、別の意味のサービスもまた図れるのではないかとということもありますし、また、具体的な内容としては、マニュアルの整備をしたりとか

ですね、いろいろサービスの低下にならないように努力はしていくことが当然だと思いますので、その辺で対応していくということでご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどの報告で、8ページにも出ておりますけれども、13市のうち既に10市がもう実施しているということでありますが、恐らく実施している市でも試行錯誤したんじゃないかなと思いますけれども、そういう点では、大いに教訓を学びながら頑張ってもらえればというふうに思っております。これは要望です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） すみません、1点ちょっと確認なんですけれども、この宿直業務を委託して今後、今後といいますか、1つ私気になるのが災害時の対応でして、こちらのほうにも書いてあったんですけれども、こういった今後指導とかもやっていかれると思うんですけれども、今ちょっと見た感じ、全てこの委託の、8ページですか、ほとんどが担当職員へ連絡とか、担当職員に連絡して指示を受けるとかという内容になっているんですけれども、今回、雪害の2月みたいな傾向のとき、職員がなかなか出てこられないというケースというのを考えたときに、これも今後考えていくと思うんですけれども、そういった部分はどのようなふうに考えているのか、お伺いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 緊急時の場合は、大きく分けまして、火災の場合と、先ほど申されました雪害、それから台風のようなパターンが考えられますが、まず雪害や台風のときにつきましては、まず注意報の段階で1の1という配備がかかります、もう注意報の段階で1の1配備。約20人弱の職員が直接、導水路等の関係の職員が注意報の段階で1の1配備に着きますので、それはもう宿直の1人、2人の比ではないと考えております。

特にまた雪害につきましては、2月の雪害まではちょっと行政側にノウハウがなかったと

というようなことですが、ことしの経過の中でご承知のとおり、雪害についてのマニュアル等も整備されております。この秋口、幾つかの台風が来ましたが、台風につきましても注意報の段階で20人弱の職員が配備されますので、宿日直の1人、2人の比ではなくて、万全の態勢をとるような形になっていると思います。

火災の場合は、消防署から当直のほうに連絡が入り次第、担当職員にすぐ緊急連絡を行うというふうな対応をとりますので、従前のとおりというような形だと思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で敷島・双葉支所の日直業務の廃止及び本庁宿直業務の民間委託についてを終了いたします。

次に、（４）「竜王庁舎本館防水・外壁改修工事」の変更契約についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） それでは、引き続き総務課から、「竜王庁舎本館防水・外壁改修工事」の変更契約につきましてご説明をいたします。

資料の9ページをお開きください。

6月の総務教育常任委員会でご説明させていただき、現在もごらんのとおり工事中のため、大変ご迷惑をおかけしております「竜王庁舎本館防水・外壁改修工事」の変更契約につきまして、資料に沿いましてご説明させていただきます。

1の工事概要の（1）経緯ですが、建築基準法に基づく特殊建築物定期調査でございます、平成24年度に実施いたしました。その結果、改修の必要性があるということで、今年度入札を行い、工事を甲信建設工業株式会社、管理業務を株式会社馬場設計で進めているものでございます。

2、変更概要でございますが、変更契約は10月22日に締結いたしました。（1）の工事のとおり、外壁タイルの全面打診検査をした結果、タイル接着部の剥離が当初の設計より多く確認されたため、タイル補修枚数の増加に伴い変更するもので、契約額と工期の変更内容は表のとおりとなります。

なお、契約額は税込みの額でございます。

当初契約の契約額8,046万円を、括弧のところをごらんいただきたいんですが、732万2,080円増額し、8,783万2,080円とし、あわせて工期は6月3日から12月5日でしたが、平成27年1月31日までとしました。

増額の要因となりましたタイル補修の内容につきましては、(2)外壁タイル補修枚数の表に記載のとおり、アンカーピン注入、既存のタイルをアンカーピン注入ということで、既存のタイルをピンで壁に固定するものが当初3,045枚でしたが、全面打診検査の結果、3,198万ふえ、6,243枚となりました。タイル張りかえは当初465枚でしたが、199枚減りまして266枚、合計で、当初3,510枚の補修が2,999枚ふえて6,509枚の補修を行います。

また、(3)監理業務に記載のとおり、工事請負契約の変更に伴いまして、管理業務委託についても変更させていただきました。契約額につきましては、当初172万8,000円を29万520円増額し、201万8,520円とし、委託期間については12月26日を工事と同様に平成27年1月31日といたしました。

(4)の予算対応でございますが、本工事の入札執行差金344万円及びこの事業につきましては2款1目4項の001竜王庁舎維持管理事業の事業目で執行しておりますが、この事業目に庁舎維持管理関係のほかの委託料も計上しておりますので、その執行差金423万円を加えて予算対応をいたします。

なお、資料には記載いたしませんでしたが、当初の設計についての積算基礎となりました平成24年度の建築基準法に基づく特殊建築物定期調査につきましては、外壁調査の方法といたしまして、手の届く範囲のタイルを打診し、その他の部分につきましては赤外線を当てて状況を確認する手法で行いました。この調査方法は、制度上認められているものであることを補足させていただきます。

1月末まで工期延長と申し上げましたが、当分の間、それまで保護シートがかかる状況が続いてしまいますが、年末までには保護シート、また足場を撤去できるよう作業を進めることで請負業者と打ち合わせをしておりますので、もうしばらくご理解をお願いしたいと存じます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(三浦進吾君) ただいま山本委員が急用でちょっと退出しましたけれども、よろしくお願いたします。

それでは、説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっと認識不足でよくわからないんですけども、今の説明で、これは当初、平成24年度における建設基準法に伴ってした検査という形で、そのときもこれだったということですか。それで今になってこれだけの、基準が変わったからということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） お答えいたします。

建築基準法によりまして、この庁舎とか、ほかにいろいろな施設があるんですけども、特殊建築物ということで、特殊建築物というものが定義されておまして、2年に1回定期的に検査をなさいという制度がございます。それで2年に1回定期検査を行ってきたところですが、24年度のこの特殊建築物の検査で調査しましたところ、タイルの補修が必要だという診断結果になりましたので、昨年度、その定期診断検査に基づいた結果で、昨年度この工事の改修につきまして設計を行いました。設計を組ませていただきました。そしてことし工事に着手したという経過でございます。

それで、定期調査の結果、工事設計をしたんですけども、先ほど申しましたとおり、その定期調査で多大な経費をかけるわけにはまいりませんから、制度にのっとった赤外線調査等も踏まえて設計を行ったわけですけども、今度実際に工事を着手するに当たっては足場が組みました。足場を組みましたので、再度念のため、今度は全部のタイルを打診検査ということで、たたきながら確認しましたところ、先ほど、資料にあります枚数の補修が必要になったという経過でございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

副委員長。

○委員（滝川美幸君） 説明を伺うとそうかなと思うんですが、ただ、この差額というものが、これだけの金額の差額が出るということは、こういうやり方が公共事業なのかなというふう

に一般市民の方は恐らく思うのかなという、今ちょっと私は感じています。

工事というものはこういうものであるのかなという、それでいいのかなという疑問が今非常にあって、例えば民間同士の契約の場合でしたら、こういう形の、これだけの大きな金額

の変更というのは本来あり得ないのではないかなというところがあって、市民からそういう疑問が湧く、まして入札という形で業者さんを決めているわけですから、こういう形でこれだけの金額がはね上がることがありきとして最初からその入札という形があるのかどうか。今ちょっと感じて質問させていただきましたけれども。結構です。

○委員長（三浦進吾君） 答弁はいいですか。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今回、この庁舎という一番甲斐市の顔になる庁舎、特殊建築物ということでこういった診断があって、これだけの今やっているわけですがけれども、ほかには、市内で同じようなことはありませんよね。市内でこういったことがないですよ、ほかの公共施設で。どうでしょうか。考えるところありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

堤係長。

○管理係長（堤 貞治君） 特殊建築物の調査は、本庁、この建物は本来3年に一度なんですけれども、北部公民館が新館のほうに3階、4階を併設しておりますので、公民館部分は2年に1回になります。この建物は同じように3年なんですけれども、2年に合わせるということで2年に一度の検査になります。ほかの建物、公民館、例えば双葉のふれあい文化館だとか、敷島の総合文化会館だとかは3年に一度それぞれの担当が調査をしておりますので、その特殊建築物の調査の結果、同じように指摘事項があれば、外壁の補修だとか屋根の防水の工事だとか、そういったものが必要になってくると思われま。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員、ちょっと質問を受けるのをちょっと待って。

ただいま山本委員が戻りましたので、ご報告させていただきます。

それでは、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） じゃ、そういうことも今後あり得るということですね。

それと、こうした庁舎の、ここですね、ここ。今から来年1月までかかって終わるわけですがけれども、今後やっぱりこの心配というのはまたさらに先、何年ぐらい大丈夫なのかみたいなのは、予想というのはあるんですか。何か心配になりますよね、年中あるんじゃないかという感じで。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

堤係長。

○管理係長（堤 貞治君） 外壁補修、あと屋根の防水の補修なんですけれども、行った後10年間は検査の対象から外れます。ということで、逆に10年後にもう一度検査をして報告するという形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（保坂芳子君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの事前に外壁の検査をする、赤外線と、それから打音検査という2種類の検査をやったということですが、設計段階で、その打音検査をまずできなかった理由としては、足場が上までやる、当然かかりますよね。設計段階でその赤外検査を選択して、その信頼度というか、そのことの補償というか責任というかね、そういうものというのは非常に大きいと思うですよ。それで、下はやったということですか、打音で。その辺のところはどうなんですか、最初。さっきそういう説明があったけれども、どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

堤係長。

○管理係長（堤 貞治君） 建築基準法上、赤外線のそういった検査というのが合法で認められておりまして、やはり精度的には一つ一つのタイルを打診するほうが精度が高いという形になっております。赤外線のメリットとしましては、この足場を組むのに多額の費用がかかると。検査のたびに2年に1回足場を組むような検査費用というのは盛り込めませんので、そういった安価にできる方法が合法という形になっておりますので、制度的には、やはり一つ一つ打診をしたほうが確実かと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 当然一つ一つというのはわかるんだけど、要は、赤外線の精度に関して結果的にこういうものが出れば、その検査そのものの意味がないということですよ、早い話が。それで検査のために足場を組むということもあるんですけども、工事の段階で、セットでもって足場を組んで、そのとき打音検査をしながらやるとか、それから、例えば下の部分でやるときに、同じように工法でやって、やってあるんだから、その割合を見て、これはどの程度の割合で打音検査に出る割合がこの面積から1つのタイルを割り出せば、おおむねどのくらいの数のものが剥がれやすいかなという、そういうある程度の目安はできるんじゃないですかね、少なくとも。

だから、そういうような形の中で、やっぱり今後、またこれ10年後にはそういう検査もするんでしょうけれども、そういうことも含めて、単に赤外検査でだめだったからといって、こういう形で再度、実際やってみたらだめだったということにならないようにね。やっぱりその辺のところも設計段階できちっと、打音検査だと当然たたいて、筐子のトンネルじゃないけれども、ああいうこともあるわけで。やっぱりそういう精度の高い確実なものをして、ある程度全体を判断するという方法を今後ぜひやってもらいたいと思うし、建築基準法に定められたから、その赤外線の検査で大丈夫だって、結果的にはこういう結果になってしまうんだから、その辺のところもよく考えていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺はどうですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） このような大きな改修関係の内容につきましては、めったにあることではありませんので、その当時、設計に入るような段階の中では、費用の問題もありますでしょうし、総合的な勘案の中で今の作業を進めさせていただきました。今回実態としてこのような状況がありましたので、今後につきましては、このような状況も踏まえながら、検討して、対応に取り組みたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で「竜王庁舎本館防水・外壁改修工事」の変更契約についてを終了いたします。

次に、総務課関係のその他に入ります。

総務課より報告等がありましたらお願いします。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 1点、投票所の変更につきましてご報告をさせていただきたいと思いをします。

山梨県知事選挙につきましては、来年1月25日日曜日が投開票日となることが県の選挙管理委員会で決定されまして、報道もされたところでございます。ことしの4月の総務教育常任委員会で、通常の投票所として使用しております竜王北保育園、竜王西保育園につきましては、改修工事と重なりましたので、山梨県知事選挙に限り、第2投票所につきましては竜王西保育園にかえて甲斐市役所本庁舎、第3投票所につきましては竜王北保育園にかえて竜王スポーツセンターとすることを報告させていただきました。

これに加えまして、敷島中学校の体育館、第10投票所となりますが、この第10投票所の敷島中学校体育館におきまして、体育館のつり天井撤去工事实施のため、隣接する柔剣道場に投票所を変更させていただきます。これも山梨県知事選挙に限っての対応でございます。

ちなみに、前回、平成23年の県知事選挙の際も、敷島中学校体育館の改修工事に伴いまして、隣接する柔剣道場を投票所として使用した経過がございますので、ご報告をさせていただきます。

変更に伴う住民の皆様への周知につきまして、十分配慮してまいりたいと考えております。

投票所の変更についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、総務課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、総務課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開します。

次に、（5）個人市・県民税に係る還付加算金の未払いについてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） どうもお疲れさまです。

それでは、8月12日の全員協議会のときにご説明いたしましたけれども、個人市民税、県民税の還付加算金の未払いということで、概要とか2番の未払いとなった原因というのは、8月12日にご説明いたしましたけれども、全国的に各自治体で地方税法の解釈を間違えていたということで、還付加算金が未払いになっていた部分があるということで、8月6日に県より各県下の市町村に注意の喚起の通知が来たところ、甲斐市においてもそれについて調査しました。

そして、3番にありますように、甲斐市における未払いの対象者のわかったものがここに記載してありますけれども、平成21年度12人、それから22年度が38人、23年度33人、24年度20人、25年度29人ということで、全体で132人の方に未払いがありました。そして総額といたしましては101万7,300円ということで、これにつきましては9月の下旬に各対象者に文書を送付いたしまして、それから10月22日に各対象者の口座に全て振り込みをいたしました。

文書を発送した関係で問い合わせが3件ございました。問い合わせについて、いわゆる一般の方、還付加算金についてのことがよくわからなくて、何のことかということで通知が来ました。そしてこちらのほうでは、これこれこういうわけで、地方自治法のほうの解釈を間違えておまして、過去にさかのぼってお返しをするというご説明を電話がかかってきた3件の方にご説明してご理解をいただいたところであります。

これにつきましては、全国的には、9月7日の夜の7時のニュースで、全国版でNHKの

ほうで放送いたしました。そして、NHKのほうで、そのときにつかんでいるのが全国で557市町村ということですが、そのときには我々の件数には入っておりません、そのときには。

それですね、この前も説明いたしましたけれども、この内容というのがいわゆるサラリーマンの方、給与所得者の方が2年前、3年前、いわゆる医療費控除とか、または扶養控除とか、そういうのをうっかりしていたと。そして3年ぐらいたってから税務署へ行って、過去の3年分、お母さんを扶養に取らなかったとか、障害者控除を取らなかったとか、または医療費控除を取らなかったということで申告すると。そうすると、3年前の税金が減額されます、2年前、減額されます。そういうことで、その減額された分について、その3年前に払ったときにさかのぼって、いわゆる利息ですね、還付加算金をつけなさいということが地方税法ではなっていると。

ところが、通常の場合は税務署へ申告に行きました。そうしたら、申告に行った翌日の1カ月後の翌日から計算しろというふうになっているんです、通常の場合は。ところが、この申告だけ、いわゆるサラリーマンの申告ですね、サラリーマンは通常会社から給与報告が来ます。それに基づいて市町村は住民税を納めていただくように、特別徴収ということで、その方がお勤めしている会社に納付書を送ります。そして納めていただいていると。

ところが、その方が3年、4年うっかりしていて、さかのぼって取るということになると、地方税法だけはさかのぼって、いわゆる利息、加算金をつけなさいと。ところが国税のほうは、国税の137条2項に、国税のほうは申告に来た、同じことだけれども、申告に来た翌日から計算すると。だから、すぐに返すから、利息をつけなくていいわけです。3年さかのぼって、納めたときにさかのぼってじゃなくて、その人が還付申告に来た、更正の申告に来た翌日から計算しなさいと。

だから、いわゆる市町村の人たちもほとんどのものが国税に準じているから、それと同じようにやっていたら、そうじゃないんだと。地方税法ではさかのぼって、その人が3年前、4年前に納めたさかのぼったときから計算をしなさいということになっているということで、NHKの9月7日の午後7時に放送した中に、東京の特別区、23区の区長会が総務省のほうへそのいわゆる、これはおかしいじゃないかということで変更の、規定の改正の要求書を出したというふうにNHKのほうでなっているんですけれども、私もこれはおかしいではないかと。

そうしないと、なぜかと申しますと、この還付加算金というのはいわゆる利息なんですけ

れども、26年度は1.9%、そして22年から25年は4.3%という率で加算金をつけるわけですね。そうしますと、例えばこのことをよく知っている人だったら、扶養とかいろいろ控除があっても、4年ぐらい放っておくんですよ。放っておいて申告すると。

こうするとさかのぼって利息をつけて返してもらうから、変な話、今、銀行に預けると0.02%、1億円預けても2万円か何かしら利息がつかないものを1.9%、今、その前が4.3%で、これはちょっとおかしいではないかということですが、ただ、私どもとしては、今ある法律に従ってやらざるを得ないから、こういう形で132人の人に101万7,300円お返ししたところでありましてけれども、これは法律上そうなっているということは私どものミスですが、まことに申しわけなかったですけれども、内容的にはそういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で個人市・県民税に係る還付加算金の未払いについてを終了いたします。

次に、税務課関係のその他に入ります。

税務課より報告等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に税務課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で税務課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時08分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（6）「甲斐市いじめ防止基本方針」の策定についてを担当よりご説明をお願いします。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

それでは、「甲斐市いじめ防止基本方針」の策定についてご説明申し上げます。

資料の11ページをお願いいたします。

甲斐市におきましては、これまでいじめの未然防止のマニュアルを作成する等、さまざまないじめ防止のための取り組みを行ってきておりますが、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等、さらなる効果的な取り組みの推進を図るため、「甲斐市いじめ防止基本方針」を策定いたしましたところです。

基本方針の骨子でございますが、第1章、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、第2章、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項、第3章、その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項と、3章の組み立てで構成し、策定したところでございます。

パブリックコメントの募集結果でございますが、8月1日から8月29日までの間、市ホームページや学校教育課窓口での閲覧を通して募集をしたところでございますが、ご意見はございませんでした。

次に、これまでの策定経過と今後のご予定についてご説明いたします。

7月16日に開催されました総務教育常任委員会で、策定方針及び素案のご説明をさせていただき、8月のパブリックコメントの募集を経て、9月には教育委員会で基本方針（案）の説明を行ったところでございます。11月の上旬には甲斐市いじめ防止基本方針と各小・中学校で策定いたしましたものをあわせて公表してまいりたいと考えております。

基本方針の細かな内容につきましては、興石指導監のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 興石指導監。

○指導監（興石 信君） それでは、続きまして、本市のいじめ防止基本方針につきまして説明をさせていただきます。

こちらの別冊をごらんください。

本方針の内容につきましては、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌して作成をしております。また、全体を3つの章から構成しております。

開いていただきまして、2ページをごらんください。

第1章は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項であり、いじめの防止等の対策に関する基本の理念やいじめの定義など、いじめ及びその防止等に関する基本的な考え方を示しております。

ここでは、いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、絶対に許されないものであると同時に、どの子供にも起こり得るものであること、それゆえに学校を含め社会全体で克服をしていかなければならない課題であるとの考え方を示しております。その上で、関係機関や地域、家庭、学校が連携をし、いじめ防止に取り組んでいく必要性を示しています。

めくっていただいて、4ページをごらんください。

第2章は、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項であり、いじめを防止するために本市として実施すべき施策や学校が実施すべき施策、また重大事態が発生したときの対処について示しております。

市及び学校とも、いじめの対応につきましては、未然防止、早期発見に重点を置き、その上で発生した場合には、迅速かつ適切な措置を旨とした取り組みを心がけております。本市としましては、教育委員会内に甲斐市いじめ防止連携会議を設置し、いじめの防止等について関係機関と連携を図り、いじめを根絶するための方策について協議をしたり、いじめ防止に関する取り組みについての情報交換を行ったりする予定でおります。構成員としましては、学校のほか、警察、スクールソーシャルワーカー、児童相談所の職員などを想定しております。

また、いじめの事案や重大事態に係る調査を、市の教育委員会みずからが行う必要がある場合は、その調査主体となる組織として、いじめ問題対策委員会を教育委員会に設置することも想定しております。

めくっていただいて、6ページをごらんください。

ここでは、学校がすべき施策について述べています。

いじめ防止対策推進法により、学校にはいじめ防止基本方針の策定が義務づけられており、本市の各校におきましては、11月初旬に各校のホームページで公表することとなっております。また、それにあわせて、本市のいじめ防止基本方針も市のホームページで公表する予定です。

続きまして、7ページをごらんください。

ここでは、重大な事態が発生した際の対処について触れております。

そこにあるような重大な事態が発生した際は、学校から市教委を通じて市長へ報告をすること。また、状況に応じて市教委が調査主体となる場合があること。調査結果については、市長のみならず被害児童・生徒及びその保護者に説明する責任があることを述べております。

めくっていただいて、9ページをごらんください。

中ほどですが、ここには再調査について述べております。

重大事態に関して、再調査を行う必要がある場合は、市長部局に附属機関を設けること、また、再調査の結果につきましては、議会に報告することを定めております。

最後に、その下になりますが、第3章は、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項とし、国の動向や社会情勢等を踏まえた方針の見直しや、小・中学校のいじめ防止に関する取り組みに対する必要な指導及び支援を行うことを示しております。

以上、重立ったところを説明させていただきました。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっとお尋ねいたします。

これを最初に伺ったときに、私は同じ質問をさせていただいたんですけども、この甲斐市いじめ防止連携会議の設置に当たって、ここに保護者という部分が全然ないので、その辺はどうですかというお話は、そのときも一度伺ったと覚えているんですけども、これでもう決まりであれば、やはりここでは保護者という立場の方が誰も入っていない。それから、そうでなければ、青少年健全育成という活動をしている市民会議というのがあって、そういう関係の方も入っていない。

もちろんここに書いてある方たちは、それぞれがプロであるということは承知をしているところですけども、子供のこのいじめというものは、これは家庭を抜きには考えられない

という中で、なぜ家庭からの声を出す人たちが入っていないのかということをおよそまた今疑問に思っているので、お答えをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） ここには明記はしてございませんけれども、今現在、この甲斐市いじめ防止連携会議の設置要綱等の検討をしているところでございます。今ご指摘を受けましたように、PTAの保護者で役員さんがなると思います。それらの方の参加を想定した中で、今、要綱等の内容を詰めさせていただいている状況であります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私は、これ読ませていただきまして、非常に細かく丁寧に起った場合、起こらないようにということがすごく規定されていいなとは思いましたが、言い方を変えると、被害者、加害者になって申しわけないんですが、いじめをした側に対するそうした、どういうふうに指導していくのかとか、もちろん、例えばですね、いじめを受けた子供さんが亡くなった場合には、もう恐らく学校の手は離れてしまうのかなと思うんですが、そうならないようにするための、加害者になり得るだろうと思われる子供への対応の仕方とかですね。

それから、同僚議員が一般質問した中で、私、一番大事だと思ったところがありまして、それは、やはりいじめを起こさない土壌づくりとかですね、優しい気持ちとか、命を慈しむ気持ちとかというところの、そういったものはここにはないんですが、何かこう聞くと、本当に甲斐市いじめ防止基本条例という方針ですから、そうなのかもしれないんですが、そういったところは教育的配慮とか、やはりあるべきではないかなとちょっと考えたんですけれども、これを読んだ感じでは、非常に対処の仕方とか対処療法としては非常に有効な基本の方針にはなっていると思います。よく考えられてとは思いますが、その点のちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まず、加害者ということで、いじめを起こした方に対する指

導等でございますけれども、今現在いじめ等が発生している状況であります。学校側といたしまして、まず基本的には、学校の教師がその子供に指導等、実情を聞いた中で、その内容を把握した上でどのような指導をしてよろしいかということを的確に判断いたしまして、まず学校側から当事者に指導しております。

それと同時に、当事者だけじゃなく、その保護者のほうにも学校にお越しいただいた中で、事件が起きた場合におきましては、その内容等の説明をするとともに、今後の生活態度等の関係についても、学校だけではなく家庭の力もかりながら、連携していじめをなくするような形で取り組んでいる状態です。

2つ目といたしまして、先ほどの道徳的な教育とかありますけれども、未然防止のための対策といたしましては、まずは教育活動を通じて、人権教育というものが必要になりますので、その充実を図っていくということ。2番目といたしまして、先ほど保坂委員からご質問がありましたように、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うためには、心通う人間関係を構築、能力の素地を養うことが、まずいじめ防止等に資することを踏まえておりますので、学校におきましては、道徳教育及び体験活動の充実を図りながら進めていきたいと考えております。

そのほかは、3つ目にいたしましては、児童・生徒の自主的な態度を育てるためには、望ましい人間関係を築いていくために、話し合い活動を取り入れる。それを取り入れまして特別活動の充実を図っていきたくて思っております。

4つ目に当たりましては、自主的に児童会、生徒会活動におきまして、挨拶運動、ボランティア活動等の充実を図っていくと。

5つ目といたしましては、児童・生徒が達成感、充実感を感じる、わかる授業、それと同時に自己存在感、自己決定、共感的な人間関係を取り入れる授業を学校側では推進をしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、学校だけじゃなくて、その保護者並びに教職員も含めまして、いじめの防止をすることの重要性に関する理解を深めるための啓発を、常に学校だより等を通じながら行っていくということで進めております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっともう1回、申しわけないですね。わかりました。

私が先ほど質問した加害者なり、加害者だけじゃないですよ。一般の生徒も例えば見て

傍観しているということに関してはやっぱり同じなので、そういったことをやりますという
か、そういうことというのはこの中でどこに入っているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

輿石指導監。

○指導監（輿石 信君） 具体的に、それは未然防止のあたりの取り組みになると思うんです
けれども、具体的には、例えば5ページのところですけども、5ページの（3）の基本的
施策の中のいじめの未然防止のための対策というあたりに、人権教育のこととか、あとは望
ましい人間関係をつくっていくとかですね、行事等を通して達成感、充実感を味わわせる中
で、いじめに向かわない心を育てる等のか載っておりますので、ここら辺がそれに当たる
のかなと思います。

あと、具体的には、指摘がありましたとおり、いじめは加害、被害の関係だけでなく、そ
れを取り巻く第三者、傍観者がおりますので、そういったことを含めて、当然加害児童の指
導もしながら、ただ、加害児童を指導した後、発達段階の途上にある子供ですから、またそ
の逆に温かい目で見えていくということも必要でしょうし、そういった加害児童へ対応すると
同時に、そのことをクラスの問題として取り上げて、クラス全体でいじめのことについて話
し合っていくというような、傍観者を出さないような取り組みも必要だとは感じております。
以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） できればですね、そういった今おっしゃったようなことも具体的な文
面として載せていただければいいと思います。

それから、人権教育というお話が出ましたが、これももしできれば、人権教育の具体的な
ものとして、例えばCAPというのがありますよね、CAP教育とか、CAPというのがあ
りますけれども、ああいったもの、具体的なものというのも、やっぱり想定した中でこうい
ったものも考えていただければな。一歩前進した、これ本当に何ていうかちゃんとで
きているんですけども、一歩前進したというか、何かそういったものを、全体の意識を変
えていくようなものがもしあればもっといいなというふうには、これは私の感想ですが、感
じたんですけども。具体的なという部分で、文言とかですね、そういったものでいかがで
しょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まず、今の内容的に、具体的なことという細かな詳細ではございませんけれども、まず3ページの3のいじめに関する基本的認識ということで、そこに傍観者等をつくらないことをうたっております。3番にありますけれども、一番最後の丸になります。いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要であるということで、ここで示させていただいております。

次に、もっと具体的な行動についてここに明記していただきたいということで、今ご意見をいただきましたけれども、これは一応基本方針となりますので、実施要領ではありませんので、今から学校等で行うことに対しましては、もっと細かな詳細なものが出てきますので、これにつきましては、方針ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 申しわけないです。わかりました、その点は。

それですね、ちょっとこれは、本当に教育を行っている方には大変あれかもしれないんですが、教育者のそういったものですね、教育者がいじめというんじゃないんですが、教育者側に問題がある場合もなくはないんですよ。そういったものに対する、例えば子供に対する、体罰は絶対あれになりましたから、ほとんど体罰は今なくなっていると思うんですが、暴言とかですね、やっぱりそういったものもあるので、そういったものに関してはここにはないんですかね、やっぱり。あくまでも子供ということですか。それともあるんでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 6ページをお開きいただきたいと思っております。

6ページの（3）の①の一番最後になりますけれども、教職員の言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方について常に注意を払うということで、これらは学校長を中心にいたしまして、幹部だけではなく、それぞれの教職員がそういうものを見かけた場合に、また、そういう行動が見受けられる場合においては、常にこのような形で注意を払っていくということで示させていただいております。

○委員長（三浦進吾君） 興石指導監。

○指導監（輿石 信君） 今の教職員の言動等につきましては、子供に与える影響は非常に大きいと感じております。各学校の管理職が定期的に各先生方の授業等を観察するような場面も設けてもらっておりますし、私ども市の教育委員会として、年に各学校へ4回くらい訪れますので、その中で先生方にそういった気になる言動の職員がいないか、そういったことも聞きまして、もしそういった様子がある場合には、個々にまず校長が呼んで指導をしていただけるように、こちらからもお願いをしているところです。

今後またそういったことが出ないように、私たちもまた管理職と連携を組みながら、教職員の様子について把握をしてまいりたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 確認ですが、そうしますと、そういったことがあった場合には、校長先生にお話をすれば、校長先生からしっかりその先生に言っていただけるということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） そのとおりでございます。そういう事実等が判明して、そういう行動が見受けられて心配があることもありますので、そのときには学校長に話をさせていただければ大丈夫だと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今の保坂委員の質問に続いてですけれども、今、教員から生徒に対するということは現実ありまして、せんだって私も相談を受けているんですけれども、そのときに、私は、まずカウンセラーの先生に一度ご相談したらどうですかというアドバイスをしておいたんです。親御さんからしてみると、学校へ行って校長先生に具体的な話をするのもちょっと何かなんていうお話があつて、逆に自分の子供さんに対する影響が何かあるんじゃないかということがお話だったので、それでは一度、カウンセラーの先生にきちっとご相談をするようにというアドバイスはその方にしておきましたけれども、その後でまた何か進んだら、私が教育委員会に伺うようにしますというお話はしてある状態で今いますので、現実にはそういうことはあります。

ですから、そういうこともしっかり心に入れておいていただくということと、先ほど、や

はり保坂委員からCAPのお話もしていただいて非常にありがたいなと思ひまして、私たちが長くCAPの活動をしました。CAPの話を持ち上げたときに、代表として何年か活動してきて、学校現場にも大分入らせていただきましたけれども、非常にいい、これは人権教育だと思ひて、私たちが自信を持って子供さんたちにお話をしていますので、そういう活動をしている民間の団体も十分あります。ある程度プロの教育を受けてカリキュラムを修了した人たちがスペシャリストとして活動しておりますので、ぜひそういうことも教育委員会のほうの皆様には頭の中に入れておいていただくと助かるなという気持ちがあります。

それから、子供のいじめに関しては非常に根が深いので、子供同士のいじめということだけではなくて、今、親の貧困から子供の貧困に非常に問題が大きく進んでいるところでありまして、国においても、子供の貧困という問題を非常に大きく取り上げていますので、この親の貧困から子供の貧困に連鎖して、それが知らず知らずにいじめに行っているということも非常に多いのではないかと思いますので、その辺のことも考慮していただいて、ぜひこの対策が充実したものになるように、ぜひこれは要望ですけれども、お願いしたいと思ひます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、教育委員会のほうに先に言ったほうがいいのかどうかというお話がありました。ちょっとはっきりさせていただきたいんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） ケース・バイ・ケースで、教育委員会のほうにもご相談いただければ、早速その相談業務がおりますし、今、滝川委員からも出ましたように、学校に例えば、その保護者自体が知れることがまた後々子供の学校生活に影響を及ぼすということも懸念される方は、先ほど言いましたようにスクールソーシャルワーカーでもスクールカウンセラーでも構いませんので、そちらにご相談していても構わないと思ひます。

保坂委員さんが今おっしゃいましたように、教育委員会のほうへ相談をいただければ、それはそれでまた対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

金丸幸司議員。

○議員（金丸幸司君） 今回このいじめ防止対策推進法を6月に一般質問させていただいて、本市も作成していただくということで、まずはありがとうございます。

それで1点ちょっと確認させていただきたいんですけども、7ページの重大事態への対処で、真ん中ぐらいにですね、「不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが」という、一定期間、または連続して欠席しているような場合は、これを重大事態と捉えるというのがあるんですけども、ここ、いじめともう一つ、虐待されているのではないかという双方の考えがあって、以前ちょっと地方のほうなんですけれども、学校側もいじめなのか虐待なのかとちょっと判断に迷った事例というのがあって、その辺でちょっと思ったので、質問させていただきました。

そういうケースというものがあってもいいかというふうに思っているんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 金丸議員が今おっしゃった、そういう可能性も含んでいる、含みはあると思います。ですから、学校のほうでは、常に出席状態等を気にしておりまして、まず最初、3日連続で休みですか、その次に10日、最終的におっしゃったように30日というふうに長期欠席者になります。その場合におきましては、常に学校の担任等から保護者への連絡等を通じまして、現在の子供の状況等を確認すると同時に、家庭訪問等も行いまして、子供に会いまして、現在の状況の把握等に努めているところでございます。

ですから、今後もそのような形で、常に子供の言動等に注意を払いながら、学校側では対応していきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 4ページの保護者の役割、（6）ですか、保護者の役割についてというところでちょっと見ているんですが、保護者は、いじめを行わないようにということで、要するに当事者、する側のほうの保護者の役割が書いてあるんですよね。された側の役割と

というのがここには明記されていないんですよね。それから、例えば隣の子がされてしまった、さあどうするかと。それも保護者だと思うんですけども、こういったところの文言はここに入れなくてもいいんでしょうかね。あくまでいじめをする保護者の役割ということしかないんですよね。いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 今の（６）のところに、今ご指摘を受けたことは明記はしてございませんけれども、家庭におきましては、（４）の２番目にありますけれども、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を図っていく必要があるということがありますので、ここの家庭で子供さんの悩みを自宅で聞くことができるか。または子供の言動等がおかしい場合において注意を払うとか、その点で家庭のほうでも、いじめをしたほうといじめをされたほうの大人の関係性を明記、ここは両方共通したような形で明記させていただいたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） これは要望ですけども、役割であれば、ここにもある程度のことを入れるべきではないかなということで、ぜひ入れていただきたいということで終わります。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○議員（五味武彦君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ６ページのいじめ防止等のために学校が実施すべき施策というのがありまして、これは各校の基本方針を策定するとか、組織に関する方策とここにうたってあるんですけども、これについては、校長の強力なリーダーシップということで、あくまでも学校に関することは校長が中心になって、この施策としてこういったものをしていくということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 今ご質問いただきましたように、校長の強力なリーダーシップをとっていただくと同時に、市教育委員会とも適切に連携いたしまして、学校の実情に応

じた対策を推進していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） でも、これを見ると、学校ごとのそれぞれの実情に応じた対策ということなんですけれども、それぞれ実情に応じたということになると、いろいろなパターンとかケースがあると思うんですけれども、いじめに対する基本的な部分というのは、そんなには変わっていないと思うんですよね。だから、ある面では、基本的な部分は、小学校と中学校とはまたちょっと違いますけれども、小・中学校というものは基本的に統一してやって、あと学校ごとに対する部分というのは別枠で設けてやるほうが効率的だし、わかりやすいと思うんですよ。それが学校ごとにそれぞれでんでんばらばらにこれを作成してやっても、なかなか理解がしがたい部分もあるので、その点についてはどうですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 16校ありますから、それぞれの学校の実情に応じまして、その基本方針ができるところでございますけれども、学校の基本方針の策定につきましては、国の法律におきまして義務づけられておりますので、各学校でつくらなければならないことになっております。

市におきましては、努力義務ということで課せられておりますけれども、前の総務教育常任委員会でもお話しましたように、学校がつくる上では当然その上にいる市教委がまず対策の方針等を示しまして、それに応じた対策を各学校でもしていただくということで、16校つくるような形になっておりますけれども。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で「甲斐市いじめ防止基本方針」の策定についてを終了いたします。

次に、（7）学校給食調理業務の民間委託についてを担当よりご説明をお願いします。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それでは、引き続きまして、学校給食調理業務の民間委託についてご説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

初めに、学校給食調理業務の民間委託を実施するまでのこれまでの経緯についてご説明申し上げます。

第2次甲斐市行政改革大綱に、学校給食調理業務について、民間へ業務を委託することで確かな人材を確保し、安心・安全な給食を安定して供給することを位置づけまして、平成23年10月に竜王地区の調理業務の民間委託につきまして、学校給食運営委員会に諮問をしたところ、平成24年2月に調理業務を民間委託することが望ましいとの答申を受けまして、平成25年4月から竜王中学校におきまして、民間事業者への調理業務の委託を実施してきたところでございます。

民間委託いたしました業務の内容でございますが、これまで学校栄養士が行ってまいりました献立の作成、食材料の選定、購入、調理指示、検査を除きました食材料の検品や管理、調理作業、食器具等の洗浄、施設設備の清掃などの業務について民間事業者へ委託し、進めてきたところでございます。

給食調理業務を民間委託しました竜王中学校におけます1年間の業務の執行状況について、検証したところでございます。総評といたしましては、民間委託によりまして委託前と同様に安全・安心な給食が提供されていると認められ、給食水準の維持向上が図られているところでございます。

評価いたしました内容を個々にご説明させていただきます。

まず、給食管理でございますが、学校栄養士が作成しました献立表や配膳表どおりに調理されており、配食も指定時間におくることがなく、適正に業務が遂行されておりました。

次に、衛生管理や品質管理でございます。清潔な服装、ドライシステムの運用、作業動線の確保、安全面への配慮が徹底して行われており、食材の検収や保管も確実に実施されておりました。また、品質管理につきましても、生徒が喫食する時間を考慮いたしまして調理業務を進め、適温で提供され、適切な管理運営が行われておりました。

次に、業務体制でございます。業務を委託いたしました当初は、施設の調理器具になれるまでに多少の時間を要しました。また、調理員の病気などによる急な休みに対し、代替要員の補充が若干おくれることもありましたが、栄養士等の指示によりまして速やかに改善されまして、現在は円滑に業務が進められ、給食実施に支障を来さない対応がとられている状況であります。

最後に、教育活動との連携でございますが、配膳室での受け渡し時や食器返却時の声かけ

を行うなど、学校関係者の一員としてコミュニケーションをとることができました。また、学校行事などに合わせ、調理時間を調整するなど、柔軟な対応をとることができ、学校との連携も適切に行われていることが認められたところでございます。

以上の検証内容によりまして、民間委託によりまして、これまでどおり安全・安心な給食が提供されていることを認めたところでございます。

次に、今後の民間委託方針のご説明を申し上げます。

竜王地区の小・中学校で給食室を改築し、ドライシステムを導入いたしました竜王小学校、玉幡小学校、竜王北小学校への民間委託を順次検討していくこととします。当面は、平成27年度は竜王中学より食数が多く、栄養士が市職員であることなどを理由としまして、竜王北小学校へ民間事業者による調理業務委託を導入することとし、準備を進めていきたいと考えております。

最後に、今後の予定であります、11月に竜王北小学校のPTAに対し説明会を開催いたしまして、その後PTAの理解を得た後、プロポーザル方式による委託業者の選定を実施し、来年の1月には委託業者を決定したいと考えております。業者の決定後、2月から3月にかけて準備や引き継ぎなどを行いまして、4月には委託業務を開始する予定で進めていきたいと考えております。

以上で学校給食調理業務の民間委託について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この学校給食運営委員会の諮問と答申ですね、ここに結果だけ、調理業務を民間委託することが望ましいの答申があったということで書いてありますけれども、この答申たるものは、私たちには、もうちょっと説明いただけますか。どうして望ましいのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

休憩しますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時45分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まず、諮問した内容につきまして、どのようなことがあるかといいますと、民間委託の目的といたしましては、民間の豊富な技術、ノウハウを背景に、従来の行政で行っているものを超えた給食の業務運営を展開できるんじゃないかということがまず1点あります。

2つ目に、民間の活力を利用することにより、学校給食の衛生管理や調理技術等の安全性を十分に確保し、給食水準の向上を図ることとします。

3つ目に、調理員の安定した確保と柔軟な人員配置や迅速な対応ができるということ、市のほうとしましては目的といたしまして、諮問したところでございます。

答申の内容でございますけれども、答申内容といたしましては、業務を委託することにより確かな人材がまず確保されると。委託の内容が調理業務や洗浄作業で、献立作成や食材の発注は従来どおりなので、これまでどおり安全・安心な給食の提供に影響はないということ踏まえまして、諮問をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一番最初におっしゃった、確かな人材の確保ということをおっしゃいましたよね。それはそうだと思います。

それで、ここに評価内容と評価結果というのがありますね、検証した。それでですね、この1番から4番まであるわけですが、これ例えば前の学校給食、自校方式で直営でやっていたわけですが、これで一番あれでしょうかね、これを例えば自校でやっていたものと評価すると、どこに支障が出てきたということですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 自校方式で行う、また民間委託で行うにしましても、当然仕

様並びに文科省で定めている基準等がありますので、同じような形でまず給食が提供できるかということで審査をしています。ですから、竜王中学で自校で調理していたものと民間委託したものとしての、その比較はしておりません。同じ基準に基づきまして、そのとおりに業務委託が遂行されているかという点で検証をさせていただいているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、この評価ということは、評価内容と評価結果がありますけれども、別に自校方式だったから、ときにこれが何かまずいというのではないですよ。例えば一番考えるのは、業務委託の調理員の急な欠勤などの緊急時の対応、適切かどうかというところあたりが、やっぱり一番、民間委託すると、今後です、なれてくればもう全く要するに、市には全く影響がないというか、手を煩わせなくても民間でやっていただけるのでいいというようなことなのかなというふうには感じるんですけれども。その辺は、別に今までがだめだったからということではないということ、まずちょっと1つ確認したいなと思ったところなんです。よろしいですね、それは。

続けていいですか。

○委員長（三浦進吾君） いいよ。

○委員（保坂芳子君） それです、もう一つ、雇用ということなんですけれども、最初は多分、市の中の人たちを雇用、民間委託にしても、するよという約束でやると思うんですけれども、市の中に住んでいてやりたいという人が、この民間委託をすることによって、やっぱりその職場を失うというか、そのあれというのはないんですかね。ちゃんと雇用していただけるというのはちょっとなかなか難しいような気もするんですけれども、聞いてみると、やっているところを聞くと、どうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 今回、竜王北小学校を新たな民間委託校として指定して、その後の調理員の処遇等でございますけれども、9月の議会の中でもお答えさせていただきましたように、調理員等への影響が大きくなならないような形で進めさせていただくという形で考えておりますので、それらの調整をした上で考えております。

前の竜王中学のときの民間委託したときの状況でございますけれども、1人は、みずからの自己都合で退職をされております。1人の方は、今、民間委託しております魚国総本社になりますけれども、竜王中学の市の臨時職員として退職いたしまして、そちらのほうへ就職

した経過があります。残りの2人に関しましては、欠員等が生じておりましたので、その他の学校のほうへ回させていただいた経過がございます。

ですから、今回、竜王北小学校におきましても、大きな影響が出ないような形で調整を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今雇っている人、今のところで、それは今までは市の直営でやっていたんで、その方たちが例えば民間委託になっても、いろいろ不自由しないように、ちゃんと職を失わないようには考えていくと思うんですが、だんだんやっぱりやめていったりしていきますよね。そういうもう民間委託がずっと続きますと、それは新しく雇うときとかはその業者にだんだん任せていくわけですよ。

そうしたときに、やっぱり市民、特に市の中で給食センターで働きたい、給食で働きたいという方もいると思うんですが、そうした方たちの雇用のあれが狭まるんじゃない、しにくいんじゃないかなという気がするんですけども、そこは大丈夫ですかね。そこまではもう面倒見切れませんか。どうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 現在雇用されている方に対しましては、先ほどもお答えしましたように、大きな影響を及ぼさないような形で調整はさせていただきますけれども、調理員への就職を希望なさる方につきましては、当然、市の方針といたしまして、竜王北小学校の後にはまた改めて再検討はするところがございますけれども、当然、市としてのメリット等もありますので、雇用希望者の確保という点までは、まだそこまでは考えられないと思っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのことはよくわかる、いろいろ市の財政とか、やっぱりこう民間に委託していくという目的とかと考えますとよくわかるんですが、やっぱり本当に仕事もなかなかない中で、市民のそうした雇用ということをいろいろ考えますと、そういったところも業者との話で、なるべく市内の人を使ってほしいみたいな部分とかのことが、調整もそこまで委託するときにできるといいかなというふうには個人的に思うんですがね。そうしないと、だんだんやっぱりね、市から業者委託していくことで離れていくというかね。

本当に大変なのはわかるんです、市の職員の方が調理員の方を探すときのあの大変さ。急に休まれてしまって、もう本当に大変だというのは見ていてよくわかっていたんですけど、でも、あれをやることでつながっていた、市の人と住民とつながってやってくれているとわかったんだけど、今度は全く離れてしまうのでということがあるんですけど、その辺は考えてはいないということなんですよね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） その点は考えておりません。先ほどもお答えしましたように、当然市の調理員として希望なさる方もいらっしゃるかと思いますが、欠員等がまだ全てが民間委託するわけではございませんから、順次検討して進めていく形になりますので、その間で調理員の欠員等が生じた場合におきましては、当然その希望者に沿うような形もできるかと思いますが、だんだんこれが5年、10年たっていったときに、民間委託されたことによりまして、雇用の希望する方々の市への就職についてということで、そこまでは考えられませんので。

うちのほうとして考えますのは、今現在、勤めている方々に対して大変大きな影響を及ぼさないような形の中で進めていきたいと。そちらのほうの考えは持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今の関連の関係ですけれども、給食センターでなくて、学校の給食場がたくさんあれば、その中でもって、市の中で人事異動ができるわけですよね。ですけれども、今度は民間に委託してしまうと、今度は民間のほうにお任せするということになる、例えばそういうこともできなくなると思いますし、また、市のほうでもってお願いして、最初は10人なら10人でスタートしたとしても、その中には、やはり不適合者というか、やる気がない人とか、余り能率の悪い人、いろいろ使いたくない人が出てくると思うんですけども、そういう人をやめてもらって、次は、来年はまた新しい人を採用するというぐあいに、やはりできたらね、今後もいろいろと、こういうケースがふえていくと思うんですけども、甲斐市民の人を使うというような方法でもって、市のほうからもお願いしたり、それでそういう約束というか、そういうこともしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけどもね。

そうしないと、給食センターで働く人がほとんど違う市町村から来て働いていくというふうになると、そういう人たちも遠くへ行って通勤するのも大変ですけれども、やはり市民のことを考えれば、市民の中から、こんな給食センターでそんな難しい業務じゃありませんので、誰でもできるというか、探せばいると思いますので、そういう方針で、ぜひとも甲斐市民から採用するというような方針を約束してもらいたいと思うんですけれども。約束をしていったらどうかと思うんですけれども、どうですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 契約要綱の中にそれを条件としてつけるのは難しいと判断しております。ただし、甲斐市民を調理員として希望がある場合においては、それを優先して使っていただきたいという願いはすることはできますので、そのような形で対処をしてみたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 物品の購入とかいろいろなことに関しても、また業者の選定にしましても、やはり甲斐市の中の、例えば甲斐市の中の店から買ってもらうとか、例えば給食センターで使うものもできるだけ市内で買ってもらうとか、そういうことも基本的なものだと思うんですよ。

ですから、要綱に決めることはできないということが、どこで、法的な問題があってできないのか、それはどうか知りませんが。逆に法的に縛ることもできると思うんですよ。ですから、この職員は甲斐市の中から選定するというような約束をすればできるんじゃないかと思うんですけれども。

それをやっていかないと、やはりなし崩し的にというか、だんだん甲斐市民を使わなくなって、違うところから連れてくるというような感じになってしまったら、余りうまくないんじゃないかなと思うんですけれどもね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 食材等購入とか、それらにつきましては、委託業者が行うのじゃなくて、今までどおりに市の栄養士が取り扱う形になっています。ですから、地産地消を進めるに当たりまして、食材の購入の関係に関しましては委託業者が取り扱うことはござ

いません。ただし、委託業者が作業中に使います手袋とかそういう消耗品関係につきましては、当然業者のほうで費用を負担いたしますので、それらのものについては当然業者のところの、委託業者が発注先を選択するようになります。

献立の作成やそれらのものは今までどおりに市の栄養士が行いますので、それに伴います安全な食材を購入すること自体と、あと、なるべく県内産まで広げているんですけども、地元のものを使うような形のことは継続して行っていけると考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） これは私の個人的な非常に希望なんですけれども、希望として聞いていただければ構わないんですけれども、これだけ学校給食ということは、議員も関心があるということですので、一度、議員さんたちを学校の給食の場に呼んでいただいて、学校給食がどんなおいしいものか試食させていただく機会をつくっていただければうれしいなど、希望いたします。もちろんこれは費用というのは個人で負担するんですけれども、またそんな機会があったら、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

金丸幸司議員。

○議員（金丸幸司君） すみません、1点お伺いしたいんですけれども、児童・生徒の中には給食でアレルギー等を持った生徒等もいると思うんですけれども、こういった学校の栄養士が担当されるのかなと思うんですけれども、その辺の対応というのはどのようになっているんでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まず、年に1回、例えば今度、就学時健診を今やっていると

ころでございますけれども、新たに学校に入学される方のアレルギーの調査票を出しております。それによりまして、調査内容、回答内容によりまして若干問題がある者については、ご父兄の方とお話し合いをする。それと同時に、少しひどい方におきましては、かかりつけの病院へ行っていただきまして、まず診断書をとっていただくと。それで、どのようなものに気がつけたらいいかということで、まず把握をさせていただいている状況でございます。

ただ、除去食とかいう場合におきましては、今、学校給食もそうですけれども、センター方式もそうですけれども、除去食をする場合においては、今現在使用している調理場でできませんので、新たな全く別の調理場で、必ず触れることがないような形の場所を確保しなければなりませんので、除去しなければならぬ場合におきましては、それは今できない状況でございます。

そういう除去しなければならぬものが生じた場合におきましては、ご家庭の保護者と相談をしまして、お弁当を持っていただくときがあるとか、おかずだけをかえて持ってきていただくことがあるとか、そのような形でご理解をしていただきまして、やっている状況でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今、今後の予定ということでちょっと見ているんですけれども、来月にはプロポーザルをやるという予定になっていますね。それで、これは新しくここにプロポーザルを提案されると、今、竜王中学校でやっている業者さんと全く別の人が採用される可能性があるんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 当然プロポーザルに当たりましては、指名業者の選択とします。市のほうの指名参加願等が出ている業者を、まずそのプロポーザルの指名する業者とさせていただきます。

そのプロポーザルも、当然資金面もありますけれども、業務の内容等の能力面もありますので、それらの評価をした中で決めていく過程がございますので、当然同じ業者になる可能性もありますし、別の業者になる可能性もありますので、その提案の内容によりましては変

わってくることになります。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） これはプロポーザルでもっといいアイデア、あるいは低コスト、いろいろなことが出るかもしれんけれども、やっぱり1回採用した業者さんがふぐあいがいい、非常に優秀と書いてあるんだから、本来的にいったら、なれた人がなれたようにやっていくのが私は、それもプロポーザルの考慮の中に点数として採点すべきだと思うけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 当然、市の検証結果といたしましては、市が望んでいるとおりの形で給食業務を運営していただいておりますので、その点は評価しております。ですから、当然平等性を持ってやりますので、指名業者に同じ業者も当然入れさせていただきます。それによりまして出していただきますけれども、その中で特別な点といたしまして、その25年度の実績の評価点というものも確かにあるかとは思いますが、それらは抜きにして、全て平等な状態におきまして、よりまた、今の業者もいいかもしれませんが、もっとすぐれた業者がまた提案をしてきてくれる可能性もありますので、それらの可能性を否定しないためにも、同じ土俵で進めまして、評価をしていきたいと思っておりますので、今、議員さんがおっしゃりましたとおり、確かに市のほうで1年間やっていただきまして、結果を残していただきまして、ありがたいと思っておりますけれども、プロポーザルを実施するに当たりましては、同じ土俵の上に立っていただく中で、その点は加算せずにやりたいなどは考えておりますけれども、またご理解いただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 業務委託の検証結果ということで、ここに4項目あるわけですが、当初これを導入するに当たって、サービスと質の向上ということを大きな目的としてうたっていた経過があると思っております。それで、これを見ても、要するに今までやっていたことがちゃんとできていますよという評価結果だと思うんですね。

そういう中で、やはり民間委託したことによって、これだけはよくなったということが何かあるのか、その辺のところの確認というか、その辺のところ何かあるですか、自信を持って言えることが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それぞれの内容につきましてはありませんけれども、当然、先ほど評価の中でありまして、当初は代替等の人員の確保が難しかったけれども、それが的確にもう処理されているということで、人員がまず的確に確保できることに対しましては、より安全・安心な給食が提供できる。時間等も守りまして、いろいろな諸問題を解決できる。

1人が欠けることによりましては、調理員の負担等もふえますので、それらのことも考えますと、確実に調理員が確保できるということは、喫食時間、また給食内容等に対しまして適正な給食が提供できるじゃないかということで評価をしておりますけれども。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

それで、大事なことは、これ確かに業務委託する側のこの総評なんですね。大事なことは、食べる子供たちがその業者委託によって、例えば栄養士がついて、食材とかそういうものを全て調達するから、そんなには変わらないと思うんですけども、業者がかわったことによって、そのサービスを受ける子供たちがどんな形でもって受けとめるのかという、これ重要なことだと思うんですね。

その辺の調査というか、そういう子供たちの食べた感想とか、そういうようなこともやっぱり一応検証の中に入れていくべきじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどうですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） そのとおりでございます。25年度に実施しましたときには、受け渡し時の声かけとか、そういうコミュニケーションを図ることを強くしていましたけれども、今年度におきましては、今計画を立てているところでありますけれども、竜王中学校におきまして、来年の1月か2月ごろに調理員が各生徒のクラスに行きまして、一緒に給食をとりながら感想を聞く等の計画を今立てている状況でありますので、議員さんがおっしゃったとおりに、今いただきましたご質問どおりに、それらのコミュニケーションをとるだけじゃなくて、触れ合う時間もふやしていきたいということで、今進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、小浦委員の質問で、当局のお答えがあったんですが、ちょっともやもやとしているところがあるので、お聞きしたいんですけども、先ほど地元の方を採用するという話で、契約書の中には入らないけれども、ほかの条項の中に入れるということなんですが、契約書の中にどうして入らないかという質問にちょっと……、どうして入らないのかということをお聞きしたいと思います。せめて、せいぜい地元の方をなるべく採用するとか、そういう項目を契約書の中になぜ入らないのかなということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 市の今、臨時職員の名簿とかがございます。例えば今、市のほうの業務に対しても調理の希望者がいて、その方々が、民間委託することによりましてだんだん少なくなってくることになりまして、当然登録していただいておりますので、その登録している方々に対しましては、民間委託するによりまして、ここで新たに、来年考えていますのが竜王北小であるから、そこに対して面接等を受けるなりということはお話をすると同時に、業者の方々についても、この方々もいらっしゃるので、もし面接等がありまして、条件等が合いましたらお願いしたいということ是可以するんですけども、そのほかに今から市でまた雇用を希望する方々が出てきた場合におきまして、そういうご紹介等はさせていただきたいとは思っていますけれども、契約書の中にそれを一つの条件として盛り込むことに関しましては、一つの地元の雇用を推進すると、先ほど申し上げましたように、雇用を推進するという点では、非常にいいことだとは考えておりますけれども、民間委託を今後推進していくに当たりまして、今回2校目になりますけれども、なるべく束縛がないような状況の中で、まずは、まだ2校目ですので、やらせていただきたいなという考えがありましたから、先ほどはその要件の中には盛り込めないということをお話をさせていただいたところがございますので、契約書の要件の中にはうたいませんが、地元雇用を推奨していただきたいということは、引き続き業者等がいずれ決定した段階におきまして、それと同時にプレゼンをされるときにおきまして、地元雇用の推進をしていただきたいということはお話をし、なるべく地元の方が働けるような状況を生んで話は進めていきたいとは考えておりますので、それをご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 何か答弁になっていないような。なぜ入れられないのかということをお聞きしたいんですが、その辺が何か違反か何か、いろんな事例をもって、こういったものは入れてはだめだよとかいうことがあったのかどうか。私の意見は、せいぜいその条項の中にできれば入れてほしいとか、そういう部分の条項ぐらいは入っても何ら影響がないんじゃないかな。

例えば半分とか、全員をそうしなさいよということではないと思うんですよ。努めて採用してほしいという条項があってもよかろうかなということをおっしゃっているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 申しわけありません、偏りが大変お答えになりまして。

今、五味議員がおっしゃっていただきましたように、できるならばということで、可能な限りお願いするような形で、努力義務ということで契約条項の中に入れることはできると考えておりますので、必ずというのではなくて、努力義務という形の中で盛り込ませていただくことは可能だと考えております。

以上です。

〔「以上です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で学校給食調理業務民間委託についてを終了いたします。

次に、学校教育課関係その他に入ります。

学校教育課より報告等がございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、学校教育課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で学校教育課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時17分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、4、その他に入ります。

人事課より報告がありますので、よろしくお願いします。

長田総務部長。

○総務部長（長田 修君） お疲れさまでございます。

初めに、私のほうから、元臨時職員に係る損害賠償請求事件について報告をさせていただきます。

この事件につきましては、過日既に議員の皆様にはファクスでお知らせをしたところであり、ご承知のことと思っておりますけれども、原告である元臨時職員が10月15日、東京高裁の裁判官の勧告を受け入れまして、控訴を取り下げました。この結果、被告である甲斐市の市長が全面的に認められた第1審の甲府地裁の判決が確定をいたしました。これによりまして、3年近くにわたるこの損害賠償請求事件につきましては終了となりました。

議員皆様には、長い期間、ご心配、ご迷惑をかけて申しわけありませんでした。本日改めてご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

次に、私のほうから、11月1日付の職員の人事異動につきましてご報告させていただきます。

甲斐市では、環境政策といたしまして、食物バイオマスや再生可能エネルギーなど、地域の資源を生かしたエネルギーの地産地消を目指し、またエネルギー政策を次期策定の第2次甲斐市総合計画の新たな政策に位置づけ、その準備に向けて11月1日から環境課に職員1名を人事異動によりまして増員いたしますので、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 具体的に担当は何という名前というか、何を担当することになるのか、はっきりありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 環境課のほうにおきまして、甲斐市バイオマス産業都市というここの国の認定を受けるということを目指しております。これは、松くい虫による廃木とか間伐材などの木質バイオマスを活用した発電事業とか、熱エネルギーを活用した新たな政策に取り組むものとして、男子職員1名であります、副主幹クラスの職員を1名、10月1日から環境課に人事異動で増員いたしました。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、人事課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、市民活動支援課より報告がございますので、よろしくをお願いします。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） お疲れさまでございます。

少々お時間いただきまして、市民活動支援課より1件ご報告をさせていただきます。

本課で所管しております市民温泉3施設のうちに、皆さんご承知の釜無川レクリエーションセンター、通称かまなしの湯でございますが、こちらにつきまして、先週の土曜日の朝、ボイラーの心配ばかり私たちしていたんですが、温泉をくみ上げる給水ポンプが、老朽化も

ありまして稼働しなくなってしまいまして、現在営業ができない状態で、一応指定管理にはなっておるんですが、一応営業停止ということで、今、順次対応して直すべく準備にかかっておりますので、とりあえずご報告をさせていただきます。

ポンプの取りかえになりまして、10日くらいはかかるのではないかとということで、専門の点検をしていただいております業者さんにも確認をしていただく中で、現在進めております。なるべく早く復旧したいと考えておりますので、とりあえずご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告がございました。

何か質問ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは急に破損というか使えなくなったということなんですけれども、予算的にはどのくらいかかるようなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） 事業予算でございましてけれども、年間の全施設の修繕費というのを盛ってございましてけれども、特殊なポンプというか、一般家庭用のものでどうなるものでもございせんけれども、専門の機器で、ポンプだけでも100万程度くらいはかかるように聞いております。あと設置費を込みですので、今、業者さんと見積もり、その他いただきながらちょっと検討しているんですが、現予算の範囲内で何とかなればよろしいんですが、ちょっとオーバーしてしまうかなんていう事態になりましたら、また補正なり予備費を使わせていただくなり、何らかの方法で対応したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 本当は、これは計画というか、予定ではいつぐらいの交換の予定だったんですか。それで、何年ぐらい使っていたものなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） このポンプにつきましては、通常一般的ないわゆる寿命、耐用年数が10年前後とされております。それで、かまなしの湯でございましてけれども、平成11年、平成17年にもこのポンプを交換してございます。ですから、大体耐用年数前後で

故障をしたような経過がございます。あとは、現場の水質、鉄分が多いとか、温泉の成分の状況でいろいろ変わるようがございますけれども、大体10年前後で老朽化が来るということで伺っております。

ということで、かまなしの湯は今回で3回目になります。残りの2館でございますけれども、過去にそれぞれ2度既に交換をやはりしております。大体の年数を考えますと、約8年から10年ぐらいしかもたないのかなということで、今までの経過でございますけれども、そんなレベルで故障しているような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、市民活動支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で市民活動支援課関係その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時25分